

コンプライアンス通報窓口

○ この窓口について

コンプライアンス事案※についての通報を受け付けています。

なお、この窓口は「公益通報者保護法」に基づく公益通報の窓口、及び通報処理の仕組みに関する質問等に対応する相談窓口も兼ねています。

※コンプライアンス事案とは

役職員に関わる法令及び財団の規程又は研究に係る固有の倫理その他の規範に違反し、又は違反するおそれのある事実を指します。

○ 窓口を利用できる者

- ・財団の役員、職員、派遣職員
- ・財団の元職員（但し、退職後1年を経過しない者）
- ・財団において活動を行う他機関所属者（共同研究員の他、受入作業員を含む）
- ・財団と直接取引関係のある事業者

○ 窓口のご案内

（窓口）はばたき綜合法律事務所

メール：ciraf@habataki-law.jp

電話：06-6363-7800

郵送：〒530-0047

大阪市北区西天満4丁目8番17号宇治電ビルディング11階

※言語は日本語のみでの対応とする。

（受付日時と通報・相談方法）

- ・電話による通報又は相談

受付日：月曜日～金曜日（土・日・祝祭日、12月29日から翌年1月3日までを除く）

受付時間：10：00～18：00

- ・メール又は郵送による通報又は相談

受付日時：随時

（対応日）

原則、通報又は相談を受け付けた日

通報、相談にあたっては、必ず該当する規程をご参照ください。

- ・捏造、改ざん、盗用などの研究活動上の不正行為について

- ・ 公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団公正な研究活動の推進等に関する規程
(https://www.cira-foundation.or.jp/assets/file/2022_401_CiRA_F_rules.pdf)
- ・ 競争的資金等の不正使用について
 - ・ 公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団競争的資金等の適正管理に関する規程
(https://www.cira-foundation.or.jp/assets/file/2022_405_CiRA_F_rules.pdf)
- ・ 公益通報について
 - ・ 公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団における公益通報者の保護等に関する規程
(https://www.cira-foundation.or.jp/assets/file/20211217_CiRA_F_rules.pdf)

なお、通報者は、誠意をもって客観的かつ合理的根拠に基づく通報等をお願いします。不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的によるものであると認められるときは、財団は通報者に対し、民事上又は刑事上の法的措置を執る場合があります。